

様式 E 6－1 (法施行規則第 64 条第 1 項)

1 充てん設備の技術上の基準（液化石油ガス法施行規則第 64 条第 1 項各号）に対応する事項

(1) 充てん設備に関する事項

規則 64 条 1 項	項目	対応事項	該当の 有 無	備 考
1 号	容器	貯蔵能力( キログラム)		添付資料 No.
2 号	耐圧試験			添付資料 No.
3 号	気密試験			添付資料 No.
4 号	肉厚			添付資料 No.
5 号	ポンプ・圧縮機の起動・停止スイッチは遠隔操作			添付資料 No.
6 号	ポンプ・圧縮機駆動用発電機の構造			添付資料 No.
7 号	充てんホース (鋼線編組式ホース)			添付資料 No.
8 号	充てんホース (安全継手)			添付資料 No.
9 号	充てんホース (カップリング用液流出防止装置)			添付資料 No.
10 号	均圧ホース (鋼線編組式ホース・安全継手・脱着用カップリング)			添付資料 No.

様式 E 6－2 (法施行規則第 64 条第 1 項)

規則 64 条 1 項	項目	対応事項	該当の 有 無	備 考
11 号	緊急遮断装置			添付資料 No.
12 号	緊急遮断装置の液封防止構造			添付資料 No.
13 号	容器の液面計			添付資料 No.
14 号	容器の温度計			添付資料 No.
15 号	圧力計			添付資料 No.
16 号	誤発進防止装置			添付資料 No.
17 号	緊急停止スイッチ			添付資料 No.
18 号	充てん作業中にイ～ハの異常があった場合の機能・措置 (緊急遮断弁閉止、車両エンジン停止、ポンプ等の停止、警報)			
イ	操作箱内のガス漏れ検知			添付資料 No.
ロ	衝突等衝撃検知			添付資料 No.
ハ	操作箱の扉開			添付資料 No.

様式 E 6－3 (法施行規則第 64 条第 1 項)

(2-1) 充てん設備の使用の本拠の所在地に関する事項

規則 64 条 1 項	項 目	対応事項	該当の 有 無	備 考
19 号	使用の本拠の所在地の基準 (規則 14 条)			
1 号	本拠地明示、警戒標掲示			
2 号	保安距離の確保	(1) 置場面積 _____ m <sup>2</sup> (2) 対象物件： ・ 第一種保安物件 (_____) 法定必要距離 : _____ m 実際距離 : _____ m ・ 第二種保安物件 (_____) 法定必要距離 : _____ m 実際距離 : _____ m (3) 施設距離不足による障壁の必要性： 有り · 無し (←いずれかに○)		付近図
3 号	障壁			図面
5 号	滞留防止構造			図面

備考 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面として、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第一種保安物件及び第二種保安物件からの距離関係を明記したものを添付すること。

(2-2) 充てん設備の使用の本拠の所在地に関する事項＜参考＞

規則 72 条	項 目	対応事項	該当の 有 無	備 考
1 項 1 号 ワ	使用の本拠の所在地の基準 (規則 16 条 1 項 7 号)			
7 号	周囲 2 m 以内への火気等 設置制限			

様式 E 6－4 (法施行規則第 64 条第 2 項で準用する液化石油ガス保安規則第 9 条第 1 項)

2 充てん設備の技術上の基準に対応する事項

(1) 充てん設備に関する事項

液石則 9条1項	項目	対応事項	該当の 有無	備考
1号	付近の引火性物質等の状況			添付資料 No.
2号	警戒標掲示			添付資料 No.
3号	高圧ガス設備の基準 (液化石油ガス保安規則 6 条 1 項 17 号～19 号)			
17号	耐圧試験			添付資料 No.
18号	気密試験			添付資料 No.
19号	肉厚			添付資料 No.
4号	消火設備			添付資料 No.

様式 E 6－5 (法施行規則第 64 条第 2 項で準用する液化石油ガス保安規則第 9 条第 1 項)

(2) 充てん設備の使用の本拠の所在地に関する事項

液石則 9条1項	項目	対応事項	該当の 有無	備考
5号	容器置場の基準 (液化石油ガス保安規則 6条1項35号)			
イ	容器置場明示、警戒標掲示			
ロ	2階建以下であること			
ハ	保安距離の確保	(1) 置場面積 _____ m <sup>2</sup> (2) 対象物件： - 第一種保安物件 (_____) 法定必要距離 : _____ m 実際距離 : _____ m - 第二種保安物件 (_____) 法定必要距離 : _____ m 実際距離 : _____ m (3) 施設距離不足による障壁の必要性： 有り · 無し (←いずれかに○)		付近図
ニ	障壁			図面
ヘ	滞留防止構造			図面
ト	2階建容器置場の構造			
チ	消火設備			

備考 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面として、車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの及び最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第一種保安物件及び第二種保安物件からの距離関係を明記したものを添付すること。

## 様式 E 6－6

## 3 高圧ガスの移動に係る技術上の基準に対応する事項（車両固定容器：液化石油ガス保安規則第48条）

## (1) 液化石油ガスを移動するときの措置

液石則 48条	項目	対応事項	該当の 有 無	備 考
1号	警戒標掲示			
2号	40°C以下に保つ措置			
3号	防波板設置			
4号	高さ検知棒			
5号	後部取出し式容器と後バンパとの距離			
6号	後部取出し式容器以外と後バンパとの距離			
7号	附属品突出容器は附属品を右側面以外の操作箱に収納			
8号	5号～7号の他、附属品の損傷防止措置			
9号	液面計の規格			
10号	バルブ・コックの開閉方向・開閉状態の識別措置			
11号	移動開始時・移動終了時の点検、異常時の危険防止			
12号	消火設備・緊急工具類の携行			
13号	駐車時の対応			
18号	イエローカードの携行、遵守			

様式 E 6－7

(2-1) 質量 3,000 キログラム以上の液化石油ガスを移動するときの事項

液石則 48 条	項 目	対応事項	該当の 有 無	備 考
14 号	移動監視者※が監視			
15 号	移動監視者※は免状等携行			
16 号	危険状態・事故時の措置			
イ	荷送人への連絡			
ロ	高圧ガス地域防災協議会 への加入等			
ハ	災害の発生・拡大の防止措 置			
17 号	移動時の措置			
イ	繁華街・人混みを避けるこ と			
ロ	法定距離超での移動は運 転者 2 名体制			

※移動監視者：製造保安責任者（甲化・乙化・丙化・甲機・乙機）・高圧ガス移動監視者講習修了者

(2-2) 質量 3,000 キログラム以上の液化石油ガスを移動するときの移動監視者

氏 名	免状の番号又は修了証番号

備考 製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証の写しを添付すること。